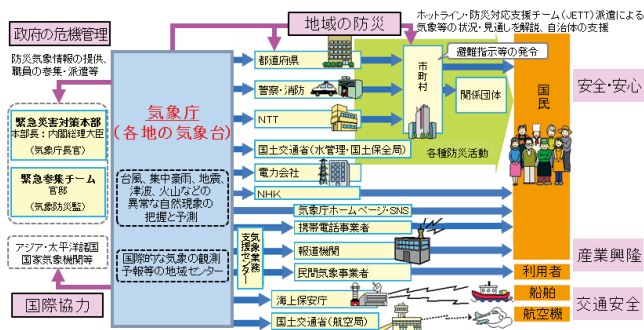


## 防災気象情報の発表・伝達

気象庁は、気象・海洋や地震・火山などの自然現象を常に監視・予測し、的確な情報を提供することによって、自然災害の軽減、国民生活の向上、交通安全の確保、産業の発展などを実現することを任務としています。気象庁では、これらの自然現象に関する防災気象情報を、防災関係機関にオンラインで迅速に伝達すると同時に、テレビ・ラジオやホームページ、SNS等を通じて広く国民に発表しています。

### 防災気象情報の流れ

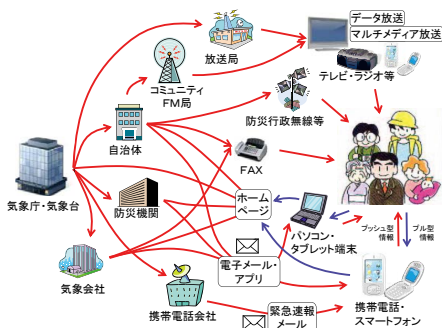


## 防災気象情報の伝達手段

気象庁が発表する大雨警報や津波警報などの防災気象情報は、様々な伝達手段を用いて防災機関や住民へ伝達されます。

例えば、気象庁では、防災気象情報をテレビ・ラジオ等の報道機関や気象庁ホームページなどを通じて住民へ提供しているほか、都道府県や消防庁を通じて市町村等防災機関に伝達しています。市町村からは、地域の実情に応じて防災行政無線や広報車の巡回、ケーブルテレビなどを用いて防災気象情報が周知されます。また、携帯事業者の協力を得て、緊急地震速報や津波警報を、該当する地域にいる一人ひとりの携帯電話に一斉に配信する「緊急速報メール」等を用いた伝達も行っています。さらに、最近では携帯電話やスマートフォンなどの各種アプリケーションを用いて、一人ひとりがその地域で必要な防災気象情報を手軽に手に入れることが出来るようになっていきます。

気象庁は、防災気象情報を防災機関や住民に効果的に伝達することにより、地域における防災力の強化や気象災害に伴う被害の防止・軽減を図っています。



住民への情報伝達手段の例

## 特別警報

気象庁は、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけます。これに加え、警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、「特別警報」を発表し最大級の警戒を呼びかけます。

特別警報が発表された場合、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに命を守る行動をとることが重要です。

### ■特別警報を発表した事例・相当する過去の事例(主な事例)

気象等	R2.7	7月豪雨(大雨)	死者行方不明者 88人
	R1.10	東日本台風(大雨)	死者行方不明者 121人
	H30.7	7月豪雨(大雨)	死者行方不明者 271人
	H29.7	九州北部豪雨(大雨)	死者行方不明者 44人
	H27.9	関東・東北豪雨(大雨)	死者 20人
	H24.7	九州北部豪雨(大雨)※	死者行方不明者 32人
	H23	台風第12号(大雨)※	死者行方不明者 98人
津波	S34	伊勢湾台風(大雨・暴風・波浪・高潮)※	死者行方不明者 5,000人以上
	H23.3	東北地方太平洋沖地震※	死者行方不明者 22,000人以上
	H5.7	北海道南西沖地震※	死者行方不明者 230人
火山	S58.5	日本海中部地震※	死者 104人 いずれも地震を含む
	H27.5	口永良部島	全島民避難
	H12	三宅島※	全島民避難
	H12	有珠山※	15,000人以上避難
	H3	雲仙岳※	死者行方不明者 43人
地震	R6.1	能登半島地震	死者 238人
	H30.9	北海道胆振東部地震	死者 43人
	H28.4	熊本地震	死者 273人
	H23.3	東北地方太平洋沖地震※	死者行方不明者 22,000人以上(津波を含む)
	H20.6	岩手・宮城内陸地震※	死者行方不明者 23人
	H16.10	新潟県中越地震※	死者 68人
	H7.1	兵庫県南部地震※	死者行方不明者 6,437人

※は特別警報の発表に相当する過去の事例

(令和6年1月現在)



平成 23 年  
東北地方太平洋沖地震



平成 30 年 7 月豪雨



平成 27 年口永良部島噴火

### ■特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合※ <sup>1</sup>
暴風	暴風が吹くと予想される場合※ <sup>1</sup>
高潮	数十年に一度の強度の台風や 同程度の温帯低気圧により
波浪	高潮になると予想される場合※ <sup>1</sup> 高波になると予想される場合※ <sup>1</sup>
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※ <sup>1</sup>
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合※ <sup>1</sup>
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)※ <sup>2</sup> を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 (震度6弱以上または長周期地震動階級4を予想した場合の緊急地震速報を特別警報に位置づける)

※<sup>1</sup> 過去の災害事例に照らして、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風を中心気圧、最大風速などに開する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

※<sup>2</sup> 噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報(居住地域)」(噴火警戒レベル4または5)を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」(キーワード:居住地域嚴重警戒)を特別警報に位置づけています。

## 防災気象情報と警戒レベルとの対応

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府(防災担当))において、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、この方針に沿って自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されています。

住民は自治体から警戒レベル4 避難指示や警戒レベル3 高齢者等避難が発令された際には速やかに避難行動をとる必要があります。一方で、多くの場合、防災気象情報は自治体が発令する避難指示等よりも先に発表されるため、避難指示等が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をすることが重要です。

特に、警戒レベル5の状況では、すでに安全な避難ができず命が危険な状況となることから、警戒レベル3や4の段階で避難することが極めて重要です。

気象状況	気象庁等の情報		市町村の対応		住民がとるべき行動	警戒レベル
数十年に一度の大雨	大雨特別警報	キキクル 災害切迫	緊急安全確保 (住民が発令する避難はない)	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保! ・すでに安全な避難ができず、命の危険な状況。いよいよ命の危険な安全確保へ移行し避難行動をとる。	5
大雨の 数時間 ～2時間 程度前	土砂災害警戒情報	危険	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	危険な場所から全員避難 ・自宅などには避難が予想される場合は、避難行動が始められる前に避難を完了しておく。	4
	高潮特別警報	危険	高齢者等避難 第3次防災体制 (高齢者等の発令を待たず避難)	高齢者等避難 第3次防災体制 (高齢者等の発令を待たず避難)	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じて、避難行動を合わせ始める。避難の準備も入り、自主的に避難する。	3
大雨の 半日～ 数時間前	大雨警報	警戒	注意	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を待てる体制)	自らの避難行動を確認 ・ガイドライン等により、自毛等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を確認しておく。	2
	高潮警報	注意	注意	第1次防災体制 (連絡警報も配置)	災害への心構えを高める	1
大雨の数日～約1日前	早期注意情報 (無警戒の可能性)	注意	注意	心構えを一段高める ・職員との連絡体制も確認		

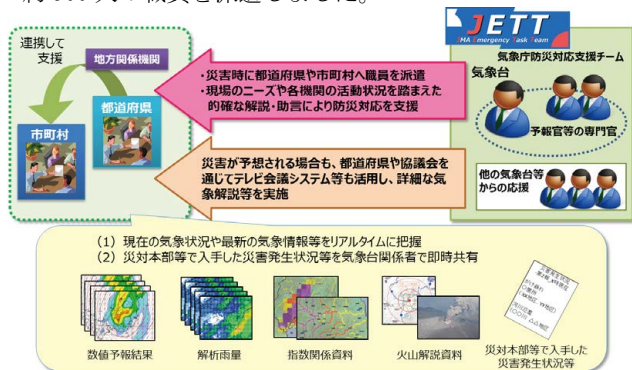
※ 雨量～翌日早朝(大雨警報(土砂災害))、(2)～3は可能性が高い。(3)～4は(5) (関係する避難)に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁により作成

## 気象庁防災対応支援チーム（J E T T）

気象庁は、近年相次ぐ災害をふまえて、地方公共団体の防災対応への支援を強化すべく、災害が発生した場合または災害の発生が予想される場合に、都道府県や市町村の災害対策本部等へ気象庁職員を派遣する気象庁防災対応支援チーム（J E T T：JMA Emergency Task Team）を平成30年5月1日に創設しました。J E T Tは、現場のニーズや各機関の活動状況を踏まえ、防災気象情報等の「読み解き」の支援や市町村長が避難指示等を行う際の助言等、地方公共団体や防災関係機関（自衛隊、警察、消防等）の防災対応を支援します。なお、J E T Tは国土交通省の緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）の一員であり、国土交通省一体となって支援を行っています。

令和5年は、前線や台風に伴う大雨等の災害に対して、のべ約900人の職員を派遣しました。



### 気象庁防災対応支援チーム（J E T T）について

## 気象防災アドバイザー

気象防災アドバイザーとは、気象庁退職者や所定の研修を修了した気象予報士等に国土交通大臣が委嘱する気象防災のスペシャリストであり、限られた時間内で予報の解説から避難の判断までを一貫して扱える人材です。

防災基本計画に基づき、地方公共団体が防災教育や人材育成、避難情報の発令等に活用しており、地方公共団体の職員として採用された気象防災アドバイザーは、平時においては地域住民を対象とした普及啓発や地方公共団体内の職員を対象とした研修を行うほか、災害時においては避難情報発令について首長への進言等を行っています。

気象庁では、気象予報士を対象とした育成研修の実施と気象庁退職者への委嘱により気象防災アドバイザーを拡充するとともに、各気象台長による市町村長への訪問や関係省庁による地方公共団体職員向け研修等の機会を捉えて気象防災アドバイザーの活用を促進しています。

### <活動内容の例>

#### 平時の活動

- 地方公共団体内の研修や訓練の企画・運営を通じた人材育成
- 地域住民を対象とした普及・啓発
- 避難情報発令基準やタイムラインなどの防災計画の策定・改善
- 日々の気象解説 など

#### 大雨等の災害時の活動

- 避難情報発令についての首長への進言  
(防災情報や河川水位を読み解き、各地区の地形特性を踏まえ、首長に地域防災計画に基づく避難情報発令について進言)
- 気象状況や河川水位に対する危機感、避難場所の開設・閉鎖の見通しについての職員への解説 など